

～申請から助成までの流れ～

ジェットロ中小企業等外国出願支援事業

日本国特許庁への出願

「既に日本国特許庁に行っている出願」
(PCT国際出願を含む) が申請対象です
ただし、

- * ダイレクトPCT出願は、日本にも国内移行することを条件に対象になります。
- * 基礎なしでハーグ出願を予定している場合は、国際出願時に日本を指定締約国とすれば対象になります。

申請書・必要書類の提出

第1回受付： **5月8日～5月19日**
第2回受付： **7月3日～7月14日**
第3回受付： **9月4日～9月15日**

審査、採択可否の通知

書面による審査を行います
結果は、第1回応募案件： **7月下旬**
第2回応募案件： **9月下旬**
第3回応募案件： **11月下旬**
にメールにてお知らせします (予定)

<ここから外国出願可能>

出願準備 開始

採択決定後～

外国出願

採択決定後に着手、発生した費用
が補助対象です

代理人費用の支払

費用の支払い完了
(採択事業者が全額立替払い)

実績報告書・証憑書類の提出

提出締切

第1回応募案件： **11月15日**
第2回応募案件： **12月15日**
第3回応募案件： **2024年1月15日**

補助金額(実績額)の確定

精算払い請求書の提出

補助金 交付

2024年3月末までに指定された口座にお振込み